

# ○仙台スタジアム管理運営要領

(平成9年5月28日建設局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、七北田公園の一部（仙台スタジアムを含む。（以下「球技場」という。）の管理運営について、仙台市都市公園条例（昭和40年仙台市条例第32号。以下「条例」という。）、仙台市都市公園条例施行規則（昭和41年仙台市規則第22号。以下「規則」という。）その他別に定めがある場合を除くほか、必要事項を定めるものとする。

(H19.3 項目改正)

(市長が認める球技場の供用日及び供用時間)

第2条 規則第5条ただし書きの市長が認めるときは、次の各号に定める場合をいう。

- (1) 球技場の全体について清掃、消毒又は施設の点検若しくは補修を実施する場合
- (2) フィールドの芝が球技を行うための利用に適していない状態であるため、緊急にその整備を必要とする場合
- (3) 災害、事故その他やむを得ない事由により、球技場を供用することができない場合又は著しく困難である場合
- (4) 仙台市が主催する事業に使用する場合
- (5) 第3条の利用調整会議により決定された利用である場合
- (6) その他建設局長が特に必要があると認める場合

(H17.3 第4号～第6号追加)

(球技場の利用計画)

第3条 市長は、球技場のサッカー、ラグビー、アメリカンフットボール及び仙台市が認めたもの大会等（以下「サッカー等」という。）の年間利用計画を策定するとともに、適正な利用調整を図ることを目的として、仙台スタジアム利用調整会議（以下「利用調整会議」という。）を設置する。

2 利用調整会議は、仙台市で球技場の管理を行う担当課及び仙台市で球技場を利用する局公所並びにサッカー、ラグビー及びアメリカンフットボールの関係競技団体のうち次の各号に掲げる団体（以下「指定団体」という。）の代表者で構成する。

- (1) 宮城県サッカー協会
- (2) 宮城県ラグビーフットボール協会
- (3) 宮城県アメリカンフットボール協会
- (4) 球技場を主な試合会場として使用する団体
- (5) その他建設局長が必要と認める団体

3 利用調整会議は、毎年2月に球技場内で開催する。

4 指定団体は、利用目的、利用日時その他市長が必要と認める事項を記載した年間利用計画書を毎年市長が指定する日までに提出しなければならない。ただし、市長が利用時間について確定することができない事由があると認めた場合は、確定後速やかに報告するものとする。

5 市長は、利用調整会議において前項の規定により提出された年間利用計画書に基づ

き、球技場の管理に支障の生じないように利用日時の調整を行った上で年間の利用日時（以下「年間利用日」という。）を決定するものとする。

6 前項の年間利用日を決定する場合において優先される順位は、次に掲げる各号の順によるものとする。

- (1) 仙台市が主催する事業
- (2) 国際規模で開催される大会又は試合
- (3) 第2項第4号に規定する団体が主催する試合
- (4) 全国規模で開催される大会又は試合
- (5) 前号の大会又は試合に出場するために行われる場合の決勝戦

(H17.3 改正)

(H19.3 第1号及び第2号改正)

(利用の申込み)

第4条 球技場の利用の申込みは、午前9時から午後5時までの間に球技場の事務所で行う。

2 規則第6条第1項の利用申込書は、様式第1号によるものとする。

3 前項の申込書において「利用目的」内容による「利用時間」は、次の各号に定める場合とする。

(1) 利用目的がサッカー等の場合

ア フィールド及びスタンド利用の場合

(a) 入場料を徴収する場合については、観客が入場を開始する時刻の2時間前から試合が終了する予定時刻まで。

(b) 入場料を徴収しない場合については、実際に試合等を開始する時刻から試合等が終了する予定時刻まで。

イ 付属施設利用の場合（中継室、大型映像装置及び照明設置を除く。）

試合等を開始する時刻から試合終了する予定時刻まで

(2) 利用目的がサッカー等以外の場合

利用を開始する時刻から終了する予定時刻まで。

4 規則第6条第2項の規定により申込みを行うことができる期間内に属する最初の日が球技場の休場日に当たる場合は、その直後の供用日の日から申込みを受け付けるものとする。

5 第3条5項において決定された年間利用日の申込みについては、規則第6条第2項ただし書きの規定を適用し、その利用しようとする日の2月前から申込みを行うことができるものとする。

6 年間利用日に該当しない場合における球技場の利用区分は、次の区分とする。

ア サッカー等の利用（必要な付属施設の利用を含む。）に該当する場合における利用に供する日（以下「一般利用日」という。）に利用しようとする者（以下「一般利用者」という。）

イ サッカー等以外でスタンドのみの利用（必要な付属施設及び付帯設備の利用を含む。）に該当する場合における利用に供する日（以下「その他利用日」という。）に利用しようとする者（以下「その他利用者」という。）

ウ サッカー等以外で付属施設のみの利用に該当する場合における利用に供する日（以下「諸室利用日」という。）に利用しようとする者（以下「諸室利用者」とい

う。)

7 年間利用日に該当しない場合における球技場の利用申込みについては、次のとおりとする。

- (1) 一般利用日、その他利用日、諸室利用日については、毎月5日にその翌月分を球技場内に掲示することにより公表して、一般に周知するものとする。ただし、掲示の手続をとる暇がないとき、その他建設局長が特に必要と認める場合は、建設局長が適当と認める方法により周知するものとする。
- (2) 一般利用日、その他利用日、諸室利用日に球技場を利用しようとする者は、市長が指定する期間に球技場の事務室において電話若しくは直接、仮の申込み（以下「仮申込み」という。）を行うものとする。
- (3) 前項の受付は、試合等の開催日を除き、規則別表第1に規定する供用日の午前9時から午後4時までの間に行うものとする。
- (4) 一般利用日、その他利用日、諸室利用日の仮申込みに競合があったときは、一般利用者、その他利用者、諸室利用者の順で優先し、関係者の立会の上実施する抽選の結果、当選したものが利用申込みを行う優先の権利を得たものとする。
- (5) 前項の利用申込みを行う優先の権利を得たものが、規則第6条第1項に定める日までに利用申込書を提出しなかった場合は、その権利は消滅したものとする。

(H17.3 改正)

(H19.3 第3号改正, 第6号追加, 第7号改正)

(利用許可)

第5条 サッカー等以外の用途を利用目的とする場合については、原則としてフィールドを使用する利用許可を行わないものとする。

- 2 サッカー等以外の用途を利用目的としてフィールドを使用しない場合については、年間利用日の開催日、年間利用日開催日の前後の日、一般利用日又はその他施設の管理に支障を及ぼすおそれがある日を除き、その他利用日、諸室利用日の順番で利用許可を行うことができる。
- 3 球技場でサッカー等の試合を予定している日の前日又は前々日に、専ら試合を行うための予備練習をすることを利用目的とする場合については、原則として利用許可を行わないものとする。ただし、フィールドの芝生の管理に支障がないと認められる場合については、この限りでない。
- 4 球技場の利用許可について、仙台市行政手続条例（平成7年仙台市条例第1号）第4条第1項の規定により定める標準的な期間（以下「標準処理期間」という。）は、5日（月曜日及び12月28日から1月4までの日を除く。）とする。
- 5 市長は、規則第6条第1項の規定による申込みについて利用許可をしたときは、利用承認書（様式第2号）を当該許可を受けた者（以下「利用者」という。）に交付するものとする。
- 6 球技場の利用時間の延長については、施設の管理上支障のない範囲内で許可するものとし、利用者は、あらかじめ利用申込書に延長がある場合の予定時間を記載しなければならない。

(H19.3 第1号改正, 第2号追加, 第3号～第6号改正)

(利用許可の変更)

第6条 利用者は、許可を受けた事項のうち利用日以外の事項については、1回に限り利用許可の変更を申し込むことができる。ただし、年間利用日による利用に該当する場合については、利用日の変更についても申込みをすることができる。

2 前項の申込みを行う場合には、その利用しようとする日の5日前までに、ただし書きによる変更の申込みを行う場合には、その利用しようとする日の前月の5日までに、その変更をしようとする許可について交付を受けた利用承認書を添付して、利用変更申込書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 利用許可の変更の申込みについては、第4条第1項及び第3項を準用する。

4 利用許可の変更を行った場合の使用料の納入については、既納の使用料を変更後の許可に係る使用料(以下「変更後の使用料」という。)に充当する。この場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に達しないときは、その差額を徴収し、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるときは、その差額は返還しないものとする。

(H17.3 第1項～第3項改正)

(H19.3 第2項改正)

(利用許可に係る使用料の徴収)

第7条 許可された利用時間のうち、「午前」、「午後」又は「夜間」の使用区分の利用時間の全部に満たない部分がある場合においても、使用料の徴収については、その利用時間が含まれる使用区分の使用料の全額を徴収するものとする。

2 利用者が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、条例第13条第1項の規定により、使用料を利用許可後に納付することができるものとする。

(1) 入場料を徴収する場合の使用料のうち、入場料の収入総額に100分の5又は100分の10を乗じて得た額の使用料に相当するものを納付するとき

(2) 利用者が国又は地方公共団体であるため、その内部手続上の事由により、利用前に使用料を納付することができないものと認められるとき

(3) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、使用料が多額であること等の事由により、利用許可の際に使用料を納付することが著しく困難であると認められるとき

3 第2項第1号の場合にあっては、規則第8条第2項の規定により入場料徴収報告書(様式第4号)が提出された日後3日以内に、第2項第3号の場合にあっては、その利用しようとする日までに、それぞれ使用料を納付しなければならない。

4 利用時間が延長されたこと等により、その利用日当日のうちに使用料の精算を行うことができないときは、利用者は、その利用日(第2項第1号の場合に該当するときにあっては、入場料徴収報告書が提出された日)後3日以内に使用料の残額を納付しなければならない。

(H17.3 第1項～第3項改正)

(H19.3 第2項改正)

(使用料の減免の基準等)

第8条 使用料の減免を受けることができる場合は、次のいずれかに該当する場合とし、それぞれ当該各号に定める額を免除することができる。

(1) 仙台市が主催する事業のために球技場を利用する場合 全額

- (2) ベガルタ仙台ホームタウン協議会が行う公益的な事業であり、その事業が球技場の利用促進に特に寄与すると認められるものである場合で入場料を徴収しない場合 全額
  - (3) サッカー等で、本部室、インタビュールーム、ミーティングルーム、ウォーミングアップ場（以下「本部室等」という。）を生徒が利用する場合 全額
  - (4) サッカー等で、ウォーミングアップ場を一般利用者が利用する場合 全額
  - (5) 前号に定めるもののほか、建設局長が公益上の必要その他特別の事由があると認める場合 建設局長が定める額
- 2 規則第 10 条の使用料減免申込書は、様式第 5 号によるものとする。
  - 3 使用料の減免の申込みについては、第 4 条第 1 項を準用する。
  - 4 使用料の減免の申込みについての可否の決定に係る標準処理期間は、10 日（月曜日及び 12 月 28 日から 1 月 4 までの日を除く。）とする。
  - 5 前 4 項の規定にかかわらず、第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当するときは、その施設利用使用料の減免を受ける資格を確認し、即時減免することができる。  
(H17.3 改正, 第 2 項追加)  
(H19.3 改正, 第 1 項改正, 第 5 項追加)

#### (利用者の遵守事項)

- 第 9 条 フィールド内においては、芝生の養生を図るため、スパイクを着用すること。
- 2 利用が終了した後は、直ちに清掃に入り、施設を原状に回復させること。
  - 3 利用に伴い発生したごみについては、清掃により収集したものを利用者がスタジアム指定のごみ袋を事前に用意し、それに入れたものを所定の集積所に持ち込むものとし、ごみを放置し、又は施設内で焼却することはしないこと。
  - 4 フィールド内では、飲食及び喫煙を禁止するものとし、スタンドにおいては、喫煙は禁止し、コンコースでは、所定の場所に限り喫煙ができること。来賓室、会議室、本部室等及びその他の施設については、施設の管理上支障を及ぼさない範囲で、飲食を認めるものとする。
  - 5 利用の承認を受けた施設以外の場所に無断で立ち入らないこと。
  - 6 フィールド内にスタンドから紙ふぶき、テープ、カン、びん、金属類等を投げ入れないこと。
  - 7 球技場の周辺に居住する住民に迷惑を及ぼす騒音の原因となる楽器の演奏、音響機器の使用その他の行為をしないこと。ただし、支障を及ぼすおそれがないと建設局長が認める場合はこの限りでない。
  - 8 承認を得ないで、寄附の募集若しくは物品の販売を行い、又ははり紙、はり札若しくは立て看板を表示しないこと。
  - 9 次に掲げる者については、球技場の入場を制限し、若しくは禁止し、又は球技場から退場させること。
    - (1) 公の秩序を乱すおそれがあると認められる者
    - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物を携行する者
    - (3) その他施設の管理上不適当と認められる者
  - 10 フィールド上のライン及びマークの設置については、原則として、利用者が行い、その材料としては、水性のペイントによるものとする。ただし、これにより難い事

情があると認められる場合については、この限りでない。

- 1 1 ゴールポストの設置については、原則として利用者が行うものとする。ただし、利用者において対応することが困難である場合については、この限りでない。
- 1 2 大型映像装置を操作し、又は照明設備若しくは放送設備を利用するときは、球技場の係員の指示に従うこと。
- 1 3 球技場の駐車場は、競技を行う者・フィールドの利用に関係する者・一般利用者・指定団体及びその他利用者並びに諸室利用者で運営等に携わる者に限り利用することができるものとし、観客等については開放しないものとする。
- 1 4 利用内容に応じて、会場の設営、競技用器具の準備、附属施設及び附帯設備の利用方法その他球技場の利用に関し必要な事項について、あらかじめ指定された日時に球技場の係員と打合せを行うこと。
- 1 5 利用の終了後第2項の作業が完了したときは、速やかにその旨を球技場の係員に届け出て、必要な点検を受けなければならない。

(H17.3 改正)

(H19.3 改正)

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第10条 条例第22条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に球技場の管理を行わせる場合における第4条、第5条及び第6条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(H16.4 追加)

(H17.3 改正)

## 附 則

この要領は、平成9年6月1日から実施する。

附 則（平成16年4月1日改正）

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成17年3月29日改正）

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成19年3月30日改正）

この改正は、平成19年4月1日から実施する。